

岩手中部水道企業団予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団における入札及び契約制度のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「予定価格の事前公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 予定価格の事前公表の対象は、競争入札に付する建設工事、建設関連業務及び役務の提供（以下「工事等」という。）に係る契約とする。ただし、単価契約の場合は、除くものとする。

(公表の内容)

第3 予定価格の事前公表をする価格は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(公表の方法)

第4 予定価格の事前公表の方法は、入札公告又は指名競争入札通知書への記載により行う。

(入札回数等)

第5 予定価格の事前公表の対象になった工事等の入札回数は、1回とする。

2 予定価格を超える価格の入札は、失格とする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。